

令和3年5月臨時会

横芝光町議会会議録

令和3年 5月19日 開会

令和3年 5月19日 閉会

横芝光町議会

令和3年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月19日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号及び議案第2号の上程、説明	5
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	14
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	15
日程の追加	21
議長辞職の件	21
日程の追加	22
議長の選挙	23
日程の追加	25
副議長辞職の件	26
日程の追加	27
副議長の選挙	27
民生文教常任委員会正副委員長変更の報告	30
日程の追加	30
議会運営委員会委員辞任の件	30
日程の追加	31
議会運営委員会委員の選任	31

閉会の宣告	31
署名議員	33

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和3年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年5月19日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号及び議案第2号について（町長提案理由説明）
- 日程第 5 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 6 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第6まで同じ
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議会運営委員会委員辞任の件
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任
-

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君

9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	川島敏彦君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名雄一君	税務課長	鈴木正広君
産業課長	及川雅一君	福祉課長	向後和彦君
健康こども課長	萩原浩己君	教育長	押尾良晴君

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邊奨	書記	齋藤美紀
----	-----	----	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年5月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

10番 鈴木輝男 議員

5番 宮 蘭 博 香 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

3月5日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会について、鈴木和彦議員。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る3月5日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、7議案が上程され、審議を行いました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方自治法の規定により専決した「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、議会の承認を求めため、提案されたものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合の休日を定める条例の制定についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合の休日を条例で定めるため、提案されたものであります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合ごみ収集手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ごみ収集手数料の種別の改正及び一般廃棄物収集運搬許可に係る手数料を追加するため、提案されたものであります。

議案第4号は、山武郡市環境衛生組合負担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新施設の建設に係る費用負担の公平性を保つため、新たに編入する区域について、事業費負担金のうち各種事業の建設費の負担を規定すべく、提案されたものであります。

議案第5号は、令和2年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算額に、歳入歳出それぞれ2,249万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億3,543万6,000円とすべく、提案されたものであります。

議案第6号は、令和3年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,400万円と定めるべく、提案されたものであります。

議案第7号は、山武郡市環境衛生組合監査委員の選任についてであります。本案は、組合監査委員でありました實川裕宣氏の任期満了により、後任の委員に横芝光町在住の市原成一氏を選任すべく、議会の同意を求めるため、提案されたものであります。

提案されました7議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、令和3年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和3年5月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、土地に対して課税する固定資産税に関し、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置の実施、軽自動車税種別割の税率を軽減する期間の延長のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施に要する費用のほか、高齢者支援商品券発行事業、新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業、地域経済活性化事業、横芝駅バリアフリー施設整備事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億5,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,026万円とすべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり、1ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、法律の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

3ページは専決処分書でありまして、令和3年3月31日付で専決処分したものであります。次に、2枚めくっていただきまして、7ページからが改正文となります。

今回の改正条例は2条立てで構成されておりまして、このページから5枚めくっていただきます。5枚めくっていただきまして、16ページ中段までが第1条でありまして、16ページ中段から次の17ページ3行目までが第2条となります。

各条の内容につきまして、第1条は、現在施行中の横芝光町税条例の一部改正となりまして、第2条は、昨年、令和2年3月31日に専決処分いたしました横芝光町税条例等の一部を改正する条例のうち、まだ施行されていない規定につきまして、その一部を改正するものであります。

本条例の制定の概要につきましてご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりの1ページをご覧ください。

内容の要旨であります。地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴い、横芝光町税条例の改正を行うものであります。

主な改正点の1点目は、土地に対して課する固定資産税に関しまして、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置くものであります。これは新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動が大きく変化したことを踏まえて、納税者の負担感に配慮したものであります。

2点目は、軽自動車税種別割の税率を軽減する特例措置の対象を、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、燃費性能に優れた軽自動車とする見直しに加え、この特例期間を令和3年3月31日から令和5年3月31日まで、2年延長するものです。

3点目は、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、消費税及び地方消費税を10%に引き上げることへの対策として、住宅ローンの控除期間を10年から13年に延長する特例を措置しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして一定期間、新築は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は、令和2年12月から令和3年11月末までに契約し令和4年末までに入居した方につきましては、住宅ローン控除期間を13年間とする延長措置を実施するというものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、1枚めくっていただき、次の2ページをお開きください。

第1条の新旧対照表となります。左が現行、右が改正案で、アンダーライン部分が改正部分となります。第1条関係の新旧対照表となります。

なお、今回の税条例の改正は、令和3年度税制改正による法律の改正に合わせ、全て法律の改正のとおり条例を改めるものであります。これに伴い文言、条番号等の整理による改正のみを行う部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、施行日につきましては、原則令和3年4月1日ですが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定であります。非課税を判断する所得算定に係る扶養親族の定義につきまして、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとするもので、施行日が令和6年1月1日となります。

第34条の7は、寄附金税額控除の規定となります。第1項第2号から、次の3ページの第10号までは、特定公益増進法人等に対する寄附金を、「出資に関する業務に充てられるこ

とが明らかなものを除き、」として、寄附金の範囲を見直すもので、この施行日は令和4年1月1日となります。

1枚めくっていただきまして、4ページ、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族、申告書の規定となりますが、この扶養親族申告書を電磁的方法により提出する場合は、税務署長の承認を廃止するとともに、電磁的方法を適正に受けすることができる措置を講じている場合等は、扶養親族申告書を電磁的方法により、提供することができるとするものです。

次の第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定ですが、第1項で扶養親族の定義について、現行の「控除対象扶養親族を除く。」を「年齢16歳未満の者に限る。」として、対象を明確にするものであります。

また、第4項では、公的年金等受給者の扶養親族申告書にあっても、電磁的方法により提出する場合は、税務署長の承認を廃止するとともに、電磁的方法を適正に受けすることができる措置を講じている場合等は、扶養親族申告書を電磁的方法により提供することができるとしております。

5ページに移りまして、1つ飛ばしまして、第53条の9は、退職所得申告書の規定となりますが、新たに第3項で退職手当等の支払いを受ける者も、電磁的方法を適正に受けすることができる措置を講じている場合は、支払いをする者に対し、退職所得申告書の提出に代えて、電磁的方法により提供することができるとしております。

次の第4項は読替規定となります。

1枚めくっていただきまして、6ページに移りまして、中段やや上からが附則となります。附則第5条が個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定となりますが、先ほどの本則第24条の町民税の非課税の範囲と同様に、所得割非課税の判断の算定に係る扶養親族の定義につきまして、「年齢満16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」としております。

次の附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、いわゆるセルフメディケーション税制の対象期間を令和9年度まで5年間延長するものです。このセルフメディケーション税制とは、通常の医療費控除を受けない方が健康の維持増進及び疾病予防の取り組みとして、医師によって処方される医薬品から転用された医薬品を薬局やドラッグストア等で購入した場合は、その購入費用の一部について所得控除が受けられるという制度となります。

7ページに移っていただきまして、附則第10条の2は、固定資産税の課税標準額の特例割

合を定めるもので、法律改正に合わせた改正となります。

この中で、1枚めくっていただきまして、8ページの下段の第23項と第24項の施行日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日となります。

また、一番下の第26項の施行日は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

9ページに入りまして、1つ飛ばして、このページ中段から次の10ページにかけました附則第10条の5は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定を追加しております。

11ページに移っていただきまして、附則第11条以降は、令和2年まで講じられてきました土地に係る固定資産税の負担調整措置が令和5年まで継続されることになりましたことに伴い、規定を整備するものであります。

この中で、このページ下段からの附則第12条は、制定の概要でご説明させていただきましたもので、次の12ページに移りまして、1ページとなりますが、土地に関し、令和3年度に限り負担調整措置等により課税標準額が増加する場合は、前年度の課税標準額に据え置く規定となります。

1枚めくっていただきまして、14ページに移っていただきまして、中段下の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定となりまして、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減期間を9か月延長して、令和3年12月31日までとするものです。こちらも新型コロナウイルス感染症対策となります。

15ページに移っていただきまして、附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、第2項、第3項、1枚めくっていただきまして、16ページの第4項は、経過した令和2年度までの規定を削るものであります。

また、第6項から次の17ページにかけました第8項までを追加する規定は、令和3年度中及び令和4年度中に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両は、車両番号指定の翌年度に種別割を軽減することを規定しております。

飛びまして、このページの下から次の18ページにかけました附則第26条は、制定の概要でご説明させていただきました新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でありまして、令和4年末までに入居した場合は、令和17年度まで13年間は控除対象となる規定を加えております。

移りまして、19ページをご覧ください。

第2条関係の新旧対照表となりまして、これは令和2年3月31日に専決処分いたしました横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。

このページから1枚めくりました21ページにかけましては、法律の改正による条番号等の整理による改正となります。

申し訳ありませんが、また、ピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、17ページをご覧ください。上から4行目からが附則となります。

附則第1条の施行日は、ただいま説明の中で都度申し上げさせていただいたものであります。この中で、第3号中3行目からの産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の法律番号の番号部分が空欄となっておりますが、本法律は現在国会で審議中であります。また、次の第4号中の3行目からの特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の法律番号の番号部分も空欄となっておりますが、本法律は、令和3年5月10日に公布され、法律番号は「令和3年法律第31号」となっております。

このページ、下から3行目の附則第2条から、2枚めくりました、21ページ、附則第4条までは、各税目の経過措置となりますが、説明は割愛させていただきます。

以上、雑駁でございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第2号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

補正予算書をご用意いたします。

令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,026万円とし、第2条で債務負担行為の補正を行うものです。

2ページをお願いします。

2ページ、3ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」は、横芝駅バリアフリー施設整備事業負担金につきまして、

令和4年度分として限度額1億2,650万円の債務負担行為を設定するものです。

次の5ページから7ページまでは、事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

8ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種委託料の増額に伴う増です。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和3年度実施事業に充てる交付金です。

2目民生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、民間保育所の延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業と、子育て支援センターの地域子育て支援拠点事業、児童クラブの放課後児童健全育成事業で行う新型コロナウイルス対策費に対する交付金で、令和2年度の町一般会計補正予算に計上したものの国補助金の交付決定が令和2年度には行われず令和3年度になったことから、改めて本補正予算に計上したものです。

次の保育環境改善等事業補助金は、公立保育所と民間保育所で行う新型コロナウイルス対策に係る経費に対する補助金で、こちらも令和2年度補正予算に計上したものの国補助金の交付決定が令和3年度となったことから、改めて本補正予算に計上したものです。

続いて、3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、ワクチン接種体制確保事業に係る経費の増に伴う増額です。

16款2項2目民生費県補助金の子ども・子育て支援補助金は、民間保育所及び子育て支援センター、児童クラブにおける新型コロナウイルス対策費に対する県補助金で、令和2年度補正予算に計上したものの交付決定が令和3年度になったことから、改めて本補正予算に計上したものです。

19款2項10目ふるさとまちづくり基金繰入金は、横芝駅バリアフリー施設整備事業の財源とするものです。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源調整として計上しました。

続いて、9ページ、歳出です。

2款1項8目企画費の横芝駅バリアフリー施設整備事業の負担金は、令和3年度と4年度にJR東日本が実施する横芝駅へのエレベーター等設置工事費及び設置後の維持更新費に係

る令和3年度分の町負担金です。

3款1項2目老人福祉費の高齢者支援商品券発行事業は、地方創生臨時交付金活用事業で、町内在住で今年度中に65歳以上となる約8,900人の方へ、町内の協力店舗で使用できる5,000円の商品券をお配りする事業です。

3節の職員手当は、当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は事務用品の購入代、印刷製本費は封筒及びポスターの印刷代、11節役務費の通信運搬費は、商品券の郵送代と協力店舗への案内、ポスターの郵送代等、手数料は協力店舗へ支払う商品券換金の振込手数料が主なものです。

12節委託料の高齢者支援商品券作成業務委託料は、商品券の作成業務委託料、次の高齢者支援商品券発送データ作成業務委託料は、商品券交付対象者の宛名入り通知文の作成業務委託料です。

18節の高齢者支援商品券事業補助金は、商品券が使用された店舗へ支払う換金分で、配布した商品券の使用率を95%と見込み計上しました。

10ページをお願いします。

3款2項児童福祉費は、令和2年度一般会計補正予算に計上したものの国・県補助金の交付決定の時期が令和3年度となったことから執行はせず、改めて本補正予算に計上したものです。

1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援交付金事業は、民間保育所が実施している一定の補助対象事業で使用する消毒液や空気清浄機などの購入代のほか、職員超過勤務手当の支給などに対する補助金で、国から3分の1、県から3分の1の補助があります。

事業の内訳として、1つ目の地域子育て支援拠点事業補助金は、光町保育園が運営する子育て支援センター2か所に対し、1か所当たり30万円、合計60万円の補助。次の一時預かり事業補助金と病児保育事業補助金は、光町保育園が行う当該事業に対し、1事業当たり30万円を補助、次の延長保育事業補助金は延長保育事業を行っている5つの園に対し、1園当たり25万円、合計125万円を補助するものです。

4目保育所費の町立保育所事務費は、需用費の消耗品費が町立保育所で使用する消毒液など衛生用品の購入代、備品購入費が空気清浄機の購入代で、国から2分の1が補助されます。

次の保育環境改善等補助事業は、民間保育所で使用する消毒液や空気清浄機などの購入に対する補助金で、光町保育園分園には40万円、その他の5つの保育園には1園当たり50万円を補助するもので、こちらも国から2分の1の補助があります。

5目学童保育費の学童保育事務費は、需用費の消耗品費が児童クラブで使用する消毒液の購入代、備品購入費が空気清浄機及び感染症予防対策用長機の購入代で、国3分の1、県3分の1補助です。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、全額国費で賄われるものです。

2節報酬の一般職報酬は、会計年度任用職員1名について、当初12月まで雇用予定でしたが、ワクチン接種の期間が延びる見通しとなったことから、令和4年3月まで延長することとし、3か月分の報酬を追加するものです。

3節職員手当の通勤手当は、任期付短時間職員1名の雇用期間の延長に伴い、通勤手当を増額するものです。

次の時間外勤務手当は、ワクチン接種対策室職員のうち、一般職4名の時間外勤務手当と、週休日の集団接種実施に伴う1日当たり4名の応援職員及び任期付短時間職員1名の時間外勤務手当です。

11節役務費の通信運搬費の内訳は、郵送料で216万円、電話料で10万円の補正です。郵送料は65歳以上の方への接種券等の郵送が今年度になったことから、改めて本補正予算に計上、電話料につきましては、コールセンターの電話回線を2回線増設することに伴う増額分を計上したものです。

次の手数料は、国保連合会へ支払う事務手数料が町外医療機関での接種者の増に伴い増額となること、及び集団接種を文化会館で実施するに当たり必要となる診療所開設許可手数料の計上です。

12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備業務委託料は、コールセンターに係る人材派遣業務委託料で、当初は12月まで3名の派遣委託を見込みましたが、委託期間を令和4年2月まで2か月間延長するとともに、人員を3名から5名へ増員することとし、これに係る経費を計上しました。

次の新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、個別接種委託分で1,478万8,000円の増、集団接種委託分で1,242万4,000円の増です。個別接種分の補正理由は、医療従事者への接種が今年度の実施になったこと、及び個別接種者の増見込みによるもので、集団接種は集団接種の医師が全て業者委託になることに伴う増額です。

次の新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託料は、集団接種の実施回数の増加及び受付誘導等業務スタッフを6名増員することに伴う増額です。

13節使用料及び賃借料は、ワクチン接種期間の延長に伴い、予約システム利用料を2か月分増額するものです。

14節工事請負費の施設整備工事は3つの工事を追加するもので、内容はコールセンター電話回線増設工事、低温冷凍庫設置用電源設備工事、ディープフリーザー用無停電電源装置設置工事です。

17節備品購入費は、ディープフリーザー用無停電電源装置購入のほか、ワクチン接種事業用パソコン、予診票等保存キャビネットと事務椅子の購入代です。

次の新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業は、地方創生臨時交付金活用事業で、町内5つの医科診療所に支援金を交付する事業です。

11節役務費の手数料は、交付金の振込手数料、18節負担金、補助及び交付金は1診療所当たり30万円、合計150万円の交付金の計上です。

6款1項1目商工振興費の地域経済活性化事業の地方創生臨時交付金活用事業で、町内参加店舗において、町指定のキャッシュレス決済をした方に対し、決済額の25%をポイント還元する事業です。

1節報酬の一般職報酬は、事業実施に当たり雇用する会計年度任用職員1名、30日分の報酬、8節旅費の費用弁償は会計年度任用職員の通勤費支給分、12ページをお願いします。10節需用費の消耗品費は事務用品の購入代、印刷製本費は広告用ポスターの印刷代、11節役務費の通信運搬費は参加店舗への通知とポスターの郵送料、12節委託料はキャッシュレス決済サービス提供事業者4社へ支払う事務委託料、18節負担金、補助及び交付金は、ポイント還元相当額の負担金として3,000万円の計上です。

13ページ以降の給与費明細書等の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより、議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部

を改正する条例の制定) についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(鈴木克征君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(鈴木克征君) 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木克征君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議(質疑・討論・採決)

○議長(鈴木克征君) 日程第6、議案第2号 令和3年度横芝光町一般会計補正予算(第1号) についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番(山崎義貞君) それでは、歳入のほうから1点、8ページになります。

繰入金のふるさとまちづくり基金の繰入れですが、7,900万円、バリアフリー化の財源ということで説明ありました。これ、全額バリアフリーに使うということで間違いないのかどうかということを1点確かめます。

それと、歳出のほうなんです、10ページになります。10ページ、児童福祉総務費のところ、子ども・子育て支援交付金事業のところの下から2番目の病児保育事業補助金30万円ですが、これ、病児保育で利用している児童が現在あるかどうかを、確認します。

それと、11ページになります。11ページの新型コロナウイルスワクチン接種予約システム利用料ですが、このシステム利用料に関しては、国が使っているものなのか。どういうシステムなのかをちょっと説明していただければと思います。

それと、備品購入費ですが、パソコンほか事務品ということだったと思いますが、結構金額的に張るものなんだなというふうに思いましたので、細かなものが分かればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名雄一君） それでは、私からは補正予算書の8ページ、歳入の19款2項10目ふるさとまちづくり基金繰入金の7,900万円でございますが、この7,900万円につきましては、全額横芝駅バリアフリー施設整備事業に充てようとするものでございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは、健康こども課ですが、10ページの子ども・子育て支援交付金事業の病児保育事業補助金30万円、これは光町保育園で実施するものでございますが、病児保育におきましては、急な発熱等、保育園で預かっている子供さんに対しての病児保育ということで、以前、平成29年6月までは光町保育園で実施したわけですが、現在は事業を休止して、令和3年4月から実施を再開するものでございます。それに対する補助金でございます。

あと、11ページの新型コロナウイルスワクチン接種予約システム利用料でございますが、これは現在も使っているものと同等のもので、コールセンター等の補充員に対しての新規のものを購入するべく、同じ新型コロナウイルスワクチン接種の予約システムに関わるもののパソコンでございます。

申し訳ありません。今の17の備品のパソコンのものでございますが、システムの利用というのは、町のTKCを利用した予約を取るためのシステムの利用でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 1点、病児保育の利用者というのは、この4月から、まだそちらのほうは、利用のほうについては町のほうにはまだ聞いておりません。この4月から実施しているものでございます。

以上です。

〔6番議員「備品購入のところは分かりますかね」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 大変申し訳ありません。備品購入、新型コロナウイルスワ

ワクチン接種事業の17節、備品購入でございますが、これにつきましてはディープフリーザー用の停電時の電源装置でございます。停電時のバックアップ対応を伴う無停電電源装置、予診票の保存キャビネット、あとワクチン接種対策室用の椅子と、あとコールセンターの増員分のパソコン5台分ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。財政課長のまちづくり基金のことは、そのようにしていただきたいというふうに思います。

それと、2点ほどなんですけど、今、健康こども課長のほうの答弁で、システム利用料のことなんですけど、これ、要するに国と関係ないということで認識したいと思いますが、そうすると、システム利用料66万はなくても大丈夫なのかなとちょっと思っちゃったんですけど、そのところはどうかというふうに思います。

それと、備品購入費462万7,000円ですが、今、言われたディープフリーザー用のバックアップ電源とか、パソコンとかということでありました。細かなところは分からないと思いますが、金額的に結構するものだなというふうに感じたもので、質問させていただきました。今、私が質問したシステム利用料について、もう一度説明してもらいたいです。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 今回の山崎議員の新型コロナウイルスワクチン接種予約システム利用料ということで、これは新型コロナウイルスのワクチン接種をしていく上で、予約のシステム、これを使うわけですので、当初4月から12月までの分で予算計上させていただきましたけれども、これが、ワクチン接種のほうで、2月ぐらいいまで国のほうはずれ込むということで、そのための2月まで延長をしたためのシステム利用料でございますので、これがなければ予約ができないということになりますので、大切なシステム利用料だと認識しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。来年の2月までの延長に伴う増額、システム利用料の増額ということで、理解しました。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 補正予算書9ページと11ページにわたる臨時交付金を活用した商品券

の発行事業と、地域経済活性化事業ですか、全員協議会でも質問、提案させていただきましたけれども、この事業がスムーズに進んだ場合、いつから開始の予定なのか。またそれは、感染力の強い変異株が拡大している中で、その辺のタイミングは見計らっているのか、もしくはこれから検討するのか、それを1点。まずそれが1点です。

今ちょっと気づいたことなんですけれども、今、山崎議員もおっしゃっていた11ページの中段の備品購入費のディープフリーザー無停電電源装置でしたでしょうかね。これ、購入する必要があるのかなと思ったんですけれども、高価なものなので購入した後が、また必要がなくなったら、どのようなもので流用できるのかとか、考えていらっしゃるのか。それ2点目お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 高齢者支援商品券発行事業のまずスケジュールでございますが、ご承認いただいた後、すぐ商品券の作成に取り組む。また、事業者の募集に取り組む予定でございます。その後、最終的には、商品券の配布を9月の上旬までには行いたいという予定でおります。新型コロナウイルスとの関係ということになります。今、ワクチン接種が進んでおります。9月頃になりますと、ある程度ワクチン接種が進んでくるのかなというようなことで、日常の生活が、少しずつでは取り戻せるかなといったところというふうに考えておりますので、9月で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 11ページの新型コロナウイルスの関係の備品購入の無停電電源装置でございますが、こちらは先ほども秋鹿議員からあった、大変高価な250万弱するもので、国からの補助が来るということ为前提で購入予定をさせていただくわけですが、大変貴重なワクチンですので、そちらが停電時に無駄にしないようなバックアップ対応をできる19時間、これは対応できるものとなっております。それで必要だということで認識しております。

あと流用ということでございますが、これ、なかなか流用というのは、今、現時点では、いい方法は分からないわけなんですけれども、また、今後もワクチン接種というものもあるのも考えられますので、必要なものと認識しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと補足させていただきます。この無停電電源装置というのは、いわゆるバッテリー、蓄電池でございます、これはアンペアですとか電圧とかが合えば、一般的には、その後もバッテリー代わりには使えるということで19時間、そのまま、今回のディープフリーザーにも使えるということなので、用途としては、限られないであれば、いざというときにも、災害のときにも使えるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 地域経済活性化事業につきましては、一応、本日承認いただければ速やかにキャンペーンの提案をしていただける業者と契約を進めていき、8月頃に公表して、9月頃から実施できればというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町内店舗それぞれ対策を取っていただきながら実施していただくように周知していきながら、実施できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ディープフリーザーのバッテリーに関しては、大体1台100万ぐらいするんじゃないかなという思いは、私も分かりますので、1台が250万ですか、容量的なもので、高価なものなのだと分かるんですけども、少ししか期間使わないはずなのに、リースとかそういう考え方だとかなかったのかなと思って、その辺を思って質問いたしました。

その後の町長今おっしゃったように、災害に関して流用できるという、おっしゃるとおりだと思いますので、そういった計画も立てて、うまく活用していただければと思います。

臨時交付金を活用した地域活性化事業に関しましては、タイミングを見計らってやっていただければという思いでございますので、9月頃ということで、ひとまずは、私、個人的には安心しました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 1点だけお伺いしたいと思います。

11ページの地域経済活性化事業、キャッシュレス化でありますけれども、非常に非接触ということで、すばらしい事業をお考えいただいたというふうに思っておりますが、私のところにいろいろ耳に入ってくる町民の皆さんからの心配事を、昨今ちょっと耳に入ってくるん

ですけれども、旧町、横芝町のときに、確かパソコンが出回った頃、IT講習をやっていた記憶がございます。行政先導でやっていた記憶がございますけれども、ぜひ可能であれば、これは企画空港課長に聞くものやら、産業課長に聞くものやら、分かりませんが、キャッシュレス講習、特に高齢者、お年寄りからの相談が多いです。若い人たちについていけない、もうそういう時代になってしまったという、それが非常に苦痛に思っている高齢者が案外と多いことに気がつきました。ぜひIT講習をやったときのようにキャッシュレス講習をお考えいただけないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに私もスマートフォンを使っているわけでありましてけれども、なかなか使い切れていないというのが現状な認識がございますので、いろいろどういう社会文化課なのかな、あと、どこの部分になるか分かりませんが、ちょっと検討させていただきたいと思います。おっしゃるとおり、せっかくの事業をやるにつけても、参加者があまり少ない、偏っているようでも、これもいけないのかなというふうに思っていますので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 一応、今回、町内店舗事業者と、それと利用する利用者については、キャンペーンを実施していただく業者のほうで、町が会場を押さえて、説明会等、スマホのQRコード利用の仕方について、実施していただける方向で今調整をしておりますので、8月頃に町内店舗事業者と、町民の方対象に実施する方向で考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長には引き続き出席いただきますが、他の説明員にあってはここで退席願います。

(午前 11 時 03 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 14 分)

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） ただいま、私は議長辞職願を副議長に提出しました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この件は私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、鈴木和彦議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 鈴木克征君退場〕

◎議長辞職の件

○副議長（鈴木和彦君） 議長に代わり、議長の職務を行います。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（渡邊 奨君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月19日。横芝光町議会副議長、鈴木和彦様。横芝光町議会議長、鈴木克征。

以上でございます。

○副議長（鈴木和彦君） お諮りします。

願いのとおり、議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木克征議員の入場を許します。

〔13番議員 鈴木克征君入場〕

○副議長（鈴木和彦君） 鈴木克征議員に申し上げます。

願いのあった議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで鈴木克征議員よりご挨拶をお願いします。

〔13番議員 鈴木克征君登壇〕

○13番（鈴木克征君） 一言挨拶をさせていただきます。

ちょうど2年前、議会議員改選後の5月の臨時議会において議長に就任して以来、私、個人的には、当町の最大課題であると思っております共生共栄していかなければならない成田空港の更なる機能強化の問題、そして、いまだ感染収まらないコロナウイルスの感染問題等、多くの問題を抱える中、今日まで大過なく議会運営ができましたのは、議員皆様方のおかげはもちろん、議会事務局、また町執行部の皆様方のおかげだと、改めてこの場をお借りしお礼申し上げます。

今朝ほど、出がけにカレンダーを見ましたところ、人間は人に点数をつけられるためにこの世に生まれてきたわけではないんだ。人間が先、点数が後と書かれておりました。私もこれからは一兵卒として、町民の幸せ、町の発展のために、全力で取り組んでまいる所存でございますので、これからも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

〔13番議員 鈴木克征君降壇〕

◎日程の追加

○副議長（鈴木和彦君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（鈴木和彦君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木和彦君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、小倉弘業議員、2番、森川貴恵議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木和彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（鈴木和彦君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 川島 仁議員 8票

鈴木 和彦議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、川島仁議員と鈴木和彦議員の得票数はいずれもそれ以上です。また、両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになります。

川島仁議員及び鈴木和彦議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは抽せん棒で行います。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるものです。引いたくじの番号が若い順に当選人を決定するくじを引きます。2回目は当選人を決定するものです。このくじで若い番号を引いた方が当選人となります。

立会人は、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。川島仁議員、鈴木和彦議員、くじを引いてください。

〔立会人の立会いの下、くじ引〕

○副議長（鈴木和彦君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに、川島仁議員、次に、鈴木和彦議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

川島仁議員、鈴木和彦議員、くじを引いてください。

〔立会人の立会いの下、くじ引〕

○副議長（鈴木和彦君） くじの結果を報告します。

くじの結果、川島仁議員が当選人に決定いたしました。

よって、川島仁議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された川島仁議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鈴木和彦君） 川島仁議員、議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔議長 川島 仁君登壇〕

○議長（川島 仁君） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議長選挙において多くの議員の皆様、私をご支持いただきまして、議長になることができました。私は、浅学非才の身でありますので、議員の皆様方のご指導、ご協力を特にお願ひ申し上げます。

そしてまた、佐藤町長はじめ各課の課長さんにも特別にご指導のほどよろしくお願ひします。

それから、鈴木克征議長には2年間大変ご苦労さまでした。物事を一つ一つ確実に処理していただきまして、誠に御礼申し上げます。

簡単ですが、私の挨拶といたします。

〔議長 川島 仁君降壇〕

○副議長（鈴木和彦君） ここで議長と交代します。

川島仁議長、議長席にお願ひいたします。

〔議長交代〕

○議長（川島 仁君） これより議長の職務を行います。

ここで暫時休憩します。

(午前11時45分)

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分)

◎日程の追加

○議長（川島 仁君） 休憩中に副議長、鈴木和彦議員から副議長辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（川島 仁君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（渡邊 奨君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月19日。横芝光町議会議長、川島仁様。横芝光町議会副議長、鈴木和彦。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） お諮りします。

願いのとおり、副議長の辞職について、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木和彦議員の入場を許します。

〔9番議員 鈴木和彦君入場〕

○議長（川島 仁君） 鈴木和彦議員に申し上げます。

願いのあった副議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで鈴木和彦議員よりご挨拶をお願いします。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） ただいまご紹介をいただきました鈴木和彦でございます。2年間、副議長ということで、皆様方と一緒に議会活動、議員活動を行ってまいりました。非常に長いようで短い2年間だと考えております。その間、議員の皆様をはじめ、執行部の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。これからは1議員として、また、町民のため、町のために尽力してまいりますので、ひとつよろしく願いを申し上げ、甚だ簡単ではござ

いますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。お世話になりました。

[9 番議員 鈴木和彦君降壇]

◎日程の追加

○議長（川島 仁君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（川島 仁君） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（川島 仁君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、印東彦治議員、 4 番、秋鹿幹夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（川島 仁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（川島 仁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（川島 仁君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（川島 仁君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（川島 仁君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 6 票

有効投票 1 6 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 鈴木 輝男議員 1 票

山崎 義貞議員 1 票

越川 一雄議員 7 票

宮菌 博香議員 7 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、越川一雄議員と宮菌博香議員の得票数は、いずれもそれ以上です。また、両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになります。

越川一雄議員及び宮菌博香議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは抽せん棒で行います。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるものです。引いたくじの番号が若い順に当選人を決定するくじを引きます。2回目は当選人を決定するものです。このくじで

若い番号を引いた方が当選人となります。

立会人は、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。越川一雄議員、宮菌博香議員、くじを引いてください。

〔立会人の立会いの下、くじ引〕

○議長（川島 仁君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

初めに、宮菌博香議員、次に、越川一雄議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

宮菌博香議員、越川一雄議員、くじを引いてください。

〔立会人の立会いの下、くじ引〕

○議長（川島 仁君） くじの結果を報告します。

くじの結果、越川一雄議員が当選人に決定しました。

よって、越川一雄議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された越川一雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川島 仁君） 越川一雄議員、副議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔副議長 越川一雄君登壇〕

○副議長（越川一雄君） ただいま副議長を任命されました越川一雄でございます。任期2年間、精いっぱい頑張りますので、皆様方のご協力、ご指導、ご鞭撻をよろしく願いをいたします。

〔副議長 越川一雄君降壇〕

○議長（川島 仁君） ここで休憩します。

再開は午後0時30分とします。

（午後 0時15分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時39分）

◎民生文教常任委員会正副委員長変更の報告

○議長（川島 仁君） このたびの、正副議長の改選に伴い、休憩中に民生文教常任委員会が開かれ、正副委員長に変更がありましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（渡邊 奨君） それでは、事務局からご報告させていただきます。

民生文教常任委員会、委員長に川島勝美委員、副委員長に鈴木輝男委員。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 民生文教常任委員会の正副委員長については、事務局の報告のとおりです。

◎日程の追加

○議長（川島 仁君） 次に、休憩中に私は、都合により議会運営委員会の委員辞任願を提出しました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この辞任については、私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長越川一雄議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 川島 仁君退場〕

◎議会運営委員会委員辞任の件

○副議長（越川一雄君） 議長に代わり、議長の職務を行います。

追加日程第5、議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

お諮りします。

願いのとおり、川島仁議員の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（越川一雄君） 異議なしと認めます。

よって、川島仁議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。

川島仁議員の入場を許します。

〔議長 川島 仁君入場〕

○副議長（越川一雄君） 川島仁議員に申し上げます。

願いのあった議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

川島仁議長、議長席をお願いいたします。

〔議長交代〕

◎日程の追加

○議長（川島 仁君） ただいま議会運営委員会委員1名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（川島 仁君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に鈴木克征議員を指名します。

ただいま指名した鈴木克征議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木克征議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 0時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島 仁

副議長 越川 一雄

前議長 鈴木 克征

前副議長 鈴木 和彦

議員 鈴木 輝男

議員 宮 蘭博香